

# 法人県民税・事業税の税率のお知らせ

岐 阜 県

## ◎ 法人県民税

### 1 法人税割の税率

法人の区分	平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日以降に開始する事業年度
(1) 資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社	4.0%	1.8%
(2) 法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人		
(3) 上記以外の法人	3.2%	1.0%

- (注) ① 上記表中(2)の年1,000万円は、平成8年2月1日前に終了する各事業年度については年400万円です。  
また、昭和56年8月1日から平成3年1月31日までの間に終了した各事業年度の税率は、上記表中(1)、(2)及び(3)については6.0%です。  
② 清算中の所得に係る予納申告及び残余財産の一部分配に係る予納申告、清算確定申告にあっては、解散の日現在の税率が適用されます。(※)  
③ 表(1)の資本金の額又は出資金の額は、確定申告、清算事業年度予納申告(※)については、事業年度終了の日現在、中間申告については、事業年度の開始の日から6月を経過した日の前日現在の金額によります。  
④ 表(2)の年1,000万円の額は、2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人については、地方税法第57条第1項により関係都道府県に分割される前の法人税割の課税標準となる法人税額をいいます。また、法人税割の課税標準の算定期間が1年に満たない場合は、年1,000万円の額は次の算式で計算した額に読み替えます。
- $$1,000万円 \times \frac{\text{法人税額の課税標準の算定期間の月数}}{12月}$$
- なお、この場合の法人税額を課税標準の算定期間の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。  
⑤ 平成25年度税制改正により、平成28年1月1日以降に法人が支払を受けるべき利子等について、県民税利子割が廃止されることに伴い、法人税割額から利子割額を控除する制度も廃止されました。  
(※) 平成22年9月30日以前に解散した法人に限ります。平成22年10月1日以後解散した法人は解散後も確定申告を行います。

### 2 均等割の税率

法人の区分	平成24年4月1日以降開始した事業年度	うち 清流の国ぎふ 森林・環境税額 (注1)
・公共法人及び公益法人等 ・人格のない社団又は財団 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・資本金等の額を有しない法人 ・資本金等の額が1千万円以下である法人	年額 2万2千円	年額 2千円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	5万5千円	5千円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	14万3千円	1万3千円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	59万4千円	5万4千円
資本金等の額が50億円を超える法人	88万円	8万円

(注1) 平成24年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

## ◎ 法人事業税

### 1 2以外の事業の税率

#### (1) 所得金額課税法人(普通法人、特別法人、公益法人、人格のない社団等)

区 分	平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度			令和元年10月1日以降に開始する事業年度			
	年400万以下	年400万超 年800万以下	年800万超	年400万以下	年400万超 年800万以下	年800万超	
所得制 軽減税率 適用	特別法人以外の法人	3.4%	5.1%	6.7%	3.5%	5.3%	7.0%
	特別法人	3.4%	4.6%		3.5%	4.9%	
所得制 軽減税率 不適用	3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で 資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の特別法人以外の法人	6.7%			7.0%		
	3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で 資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の特別法人	4.6%			4.9%		

#### (2) 外形標準課税対象法人(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人)

区 分	平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度			平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度			平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度			令和元年10月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度			令和4年4月1日以降に開始する事業年度	
	年400万以下	年400万超 年800万以下	年800万超	年400万以下	年400万超 年800万以下	年800万超	年400万以下	年400万超 年800万以下	年800万超	年400万以下	年400万超 年800万以下	年800万超		
所得制	下記以外の法人	2.2%	3.2%	4.3%	1.6%	2.3%	3.1%	0.3%	0.5%	0.7%	0.4%	0.7%	1.0%	1.0%
	3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人	4.3%			3.1%			0.7%			1.0%			
付 加 価 値 割		0.48%			0.72%			1.2%			1.2%			1.2%
資 本 割		0.2%			0.3%			0.5%			0.5%			0.5%

### 2 電気供給業・ガス供給業・生命保険業・損害保険業の税率

区 分	平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間に開始する事業年度	令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度	令和4年4月1日以降に開始する事業年度	
① 電気供給業(小売電気事業、発電事業及び特定卸供給事業を除く)・ 導管ガス供給業(※1)・生命保険業・損害保険業	収入割 0.9%	1.0%			
② 電気供給業(小売電気事業、発電事業及び特定卸供給事業)	収入割	0.9%	1.0%	0.75%	
	付加価値割	—	—	0.37%	
	資本割	—	—	0.15%	
	収入割	0.9%	1.0%	0.75%	
所得割	—	—	1.85%		
③ ガス供給業	収入割	0.9%	1.0%		0.48%
	付加価値割	—	—		0.77%
	資本割	—	—		0.32%

※電気供給業(配電事業及び特定卸供給事業)については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用。

※ガス供給業のうち、一般ガス供給業(一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業(特定ガス供給業を除く))で、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に係る税率は1(1)、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人に係る税率は1(2)に同じ。

※旧一般ガスみなしガス小売事業者については、①に同じ。

※旧ガス事業法の簡易ガス事業のみを行う事業者については、1(1)又は1(2)に同じ。

(※1) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業。

(※2) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造業者で、自らが維持し及び運用する液化ガス貯蔵設備等(ガス事業法施行規則第5条に該当する設備)を用いて特別一般ガス導管事業者の供給区域内においてガス製造事業を行うもの。

◎ 地方法人特別税(国税)及び特別法人事業税(国税)

地方法人特別税は、平成20年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度及び前述した期間における解散による清算所得(※)に対する課税分について適用されます。特別法人事業税は、令和元年10月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

1 課税標準 法人事業税額(所得割額又は収入割額)

2 税率

法人等の区分		地方法人特別税			特別法人事業税		
		平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間に開始する事業年度	令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度	令和4年4月1日以降に開始する事業年度
所得割額(※ 一般ガス供給業を含む。)	外形標準課税対象法人	67.4%	93.5%	414.2%	260.0%		
	特別法人以外の法人(普通法人等)	43.2%			37.0%		
	特別法人				34.5%		
収入割額	電気供給業(小売電気事業、発電事業及び特定卸供給事業を除く)・導管ガス供給業・生命保険業・損害保険業	43.2%			30.0%		
	電気供給業(小売電気事業、発電事業及び特定卸供給事業)				30.0%	40.0%	
	ガス供給業(特定ガス供給業)	30.0%		62.5%			

※電気供給業(配電事業及び特定卸供給事業)については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用。